

新婚生活を応援します！

新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助します。

【対象世帯】 次の①～⑦の要件を全て満たす世帯

- ① 平成30年3月1日から平成31年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻日における年齢が夫婦共に34歳以下であること
- ③ 平成29年1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額が、340万円未満であること
- ④ 対象となる住居が三春町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
- ⑦ 三春町の町税の滞納がないこと

【対象費用】

平成30年1月1日から平成31年2月28日までの間に支払った次の費用

◇住居費：婚姻を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用

◇引越費用：婚姻を機に新たな住宅へ移転するために要した費用で、引越業者又は運送業者へ支払った実費

【補助額】 1世帯当たり上限30万円

【提出書類】 平成31年3月15日までに提出ください。

- ① 三春町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ③ 夫婦の平成29年分の所得証明書
- ④ 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅取得の場合）
- ⑤ 物件の賃貸借契約書の写し（住宅賃貸の場合）
- ⑥ 住宅手当支給証明書（様式第2号）
（住宅手当が支給されている場合）
- ⑦ 領収書の写し
- ⑧ 世帯全員の住民票
- ⑨ 納税証明書
- ⑩ その他必要な書類



※詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

申請・問合せ先 三春町役場企画政策課企画政策グループ TEL 0247-62-1122